

令和 7 年度 町道立畑平尾野線改良工事に伴う測量設計業務委託

特記仕様書

第1章 総 則

第1条 本特記仕様書は、「令和7年度 町道立畑平尾野線改良工事に伴う測量設計業務委託」に適用する。

第2条 本業務は、本特記仕様書による外「設計・調査・測量業務共通仕様書(佐賀県県土整備部、農林水産部及び地域交流部)」(以下共通仕様書という)及び関連法規等により実施する。

第3条 受注者は、委託請負代金額が100万円以上の業務について、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS)に基づき「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、(財)日本建設情報総合センターに提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「業務カルテ受領書」の写しを監督員に提出しなければならない。

なお、登録内容の変更とは、工期・契約金額及び技術者の変更をいう。

第4条 現地踏査選定から一連の測量・調査作業に当たり予期しない事態に直面した場合は、その都度必ず報告し、以後の作業方法について協議すること。

第5条 本業務の内容は、別紙設計図書のとおりとするが、この数量に変更が生じた場合は監督員と協議し、契約変更を行うものとする。

第2章 業務の内容

第6条 本業務の範囲は、測量業務、設計業務とする。

第3章 検収

第7条 監督者は、受託者より提出された成果品の検収を行う。検収の結果、不良の場合は修正して再度検収を受けなければならない。

第4章 成果品の提出

第8条 成果品の提出は次のとおりとする。

- (1) 報告書
- (2) 図面一式
- (3) 数量調書
- (4) 設計図書（見積等単価資料含む）
- (5) 測量成果簿
- (6) 電子データ

※ 報告書は表題・年月・会社名を記入しA4版で製本し2部提出すること。電子データで提出できるものについてはCDで提出するものとする。